

令和3年 道央廃棄物処理組合議会

第2回定例会会議録

令和3年11月22日 開会

令和3年11月22日 閉会

令和3年 第2回定例会

目 次

1	第2回定例会付議事件及び結果表	2
2	第2回定例会議事日程及び会議に付した事件	3
3	第2回定例会に出席した議員	3
4	第2回定例会に欠席した議員	3
5	第2回定例会に説明のため出席した者	4
6	第2回定例会に職務のため出席した者	4
7	第2回定例会道央廃棄物処理組合議会会議録	5

第1日目（令和3年11月22日）

◎開会宣言	5
◎日程第1 仮議席の指定	5
◎管理者挨拶	6
◎日程第2 議長の選挙	6
◎日程第3 副議長の選挙	8
◎日程第4 議席の指定について	9
◎日程第5 会議録署名議員の指名	9
◎日程第6 会期の決定について	9
◎日程第7 行政報告	10
◎日程第8	11
報告第1号 例月現金出納検査の結果について（令和3年1月分）	
報告第2号 例月現金出納検査の結果について（令和3年2月分）	
報告第3号 例月現金出納検査の結果について（令和3年3月分）	
報告第4号 例月現金出納検査の結果について（令和3年4月分）	
報告第5号 例月現金出納検査の結果について（令和3年5月分）	
報告第6号 例月現金出納検査の結果について（令和3年6月分）	
報告第7号 例月現金出納検査の結果について（令和3年7月分）	
報告第8号 例月現金出納検査の結果について（令和3年8月分）	
◎日程第9	11
一般質問	

◎日程第 10	16
認定第 1 号	令和 2 年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定について	
◎日程第 11	19
議案第 1 号	工事請負契約の変更について	
◎閉会宣言	20

1 第 2 回定例会付議事件及び結果表

令和 3 年 1 1 月 2 2 日 (月) 開会 会 期 1 日間
 令和 3 年 1 1 月 2 2 日 (月) 閉会 会議開催日数 1 日間

事件 番号	件 名	提出者	議決年月日
			議決結果
報告 第 1 号	例月現金出納検査の結果について (令和 3 年 1 月分)	監査委員	R 3. 11. 22 報告済
報告 第 2 号	例月現金出納検査の結果について (令和 3 年 2 月分)	監査委員	R 3. 11. 22 報告済
報告 第 3 号	例月現金出納検査の結果について (令和 3 年 3 月分)	監査委員	R 3. 11. 22 報告済
報告 第 4 号	例月現金出納検査の結果について (令和 3 年 4 月分)	監査委員	R 3. 11. 22 報告済
報告 第 5 号	例月現金出納検査の結果について (令和 3 年 5 月分)	監査委員	R 3. 11. 22 報告済
報告 第 6 号	例月現金出納検査の結果について (令和 3 年 6 月分)	監査委員	R 3. 11. 22 報告済
報告 第 7 号	例月現金出納検査の結果について (令和 3 年 7 月分)	監査委員	R 3. 11. 22 報告済
報告 第 8 号	例月現金出納検査の結果について (令和 3 年 8 月分)	監査委員	R 3. 11. 22 報告済
認定 第 1 号	令和 2 年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算 の認定について	管理者	R 3. 11. 22 認定
議案 第 1 号	工事請負契約の変更について	管理者	R 3. 11. 22 原案可決

2 第2回定例会議事日程及び会議に付した事件

月 日	議事 日程	会議に付した事件（○印）	
		提案番号	件 名
11. 22	1	○	仮議席の指定
	2	○	議長の選挙
	3	○	副議長の選挙
	4	○	議席の指定について
	5	○	会議録署名議員の指名
	6	○	会期の決定について
	7	○	行政報告
	8	○	報告第1号から第8号まで
	9	○	一般質問
	10	○	認定第1号 令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出 決算の認定について
	11	○	議案第1号 工事請負契約の変更について

3 第2回定例会に出席した議員

1 番	飯 田 盛 好	2 番	仲 山 正 人
3 番	小 林 千代美	4 番	川 崎 彰 治
5 番	稲 田 保 子	6 番	滝 久美子
7 番	熊 木 恵 子	8 番	側 瀬 敏 彦
9 番	大 竹 登	10 番	熊 林 和 男
11 番	坂 下 一 彦	12 番	平 井 儀 一
13 番	佐 藤 則 男	14 番	鶉 川 和 彦
15 番	山 崎 昌 則		

4 第2回定例会に欠席した議員

なし

5 第2回定例会に説明のため出席した者

管 理 者	山 口 幸太郎	副 管 理 者	上 野 正 三
副 管 理 者	大 崎 貞 二	副 管 理 者	松 村 諭
副 管 理 者	齋 藤 良 彦	副 管 理 者	佐々木 学
代 表 監 査 委 員	高 山 和 己		
事 務 局 長	伊 賀 宗 徳	事 務 局 次 長	棚 田 吉 浩
事 務 局 企 画 課 長	津 坂 富 士 雄	事 務 局 施 設 課 長	波 多 野 茂
事 務 局 施 設 課 施 設 係 長	佐 藤 晃 乙	事 務 局 施 設 課 主 査	瀬 田 松 秀 一

6 第2回定例会に職務のため出席した者

議 会 書 記 長	安 田 将 人	議 会 書 記	小 林 美 幸
-----------	---------	---------	---------

令和3年 第2回定例会

道央廃棄物処理組合議会会議録

第1日目（令和3年11月22日）

（午後2時00分開会）

◎臨時議長の指名

○安田書記長

ただ今から、道央廃棄物処理組合議会が開会されるわけですが、本日は議員の交代後最初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第292条において準用する同法第107条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行うこととなります。

本日、出席議員中、大竹登議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

大竹議員、どうぞ議長席へお越しくくださいますようお願い申し上げます。

○大竹臨時議長 ご紹介いただきました由仁町の大竹でございます。

限られた時間ではありますが、ただ今から、臨時議長の職務を務めさせていただきますので、何とぞご協力をよろしくお願いいたします。

◎開会宣告

○大竹臨時議長 ただ今より、本日をもって招集されました、令和3年度道央廃棄物処理組合議会第2回定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は、15名全員であります。

出席議員が、定数に達しておりますので、令和3年度道央廃棄物処理組合議会第2回定例会は、成立をいたしました。

よってこれより本日の会議を、開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○大竹臨時議長 日程第1、仮議席の指定を議題とします。

仮議席につきましては、ただ今、ご着席の議席といたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、仮議席につきましては、ただ今ご着席の議席と決定いたしました。

それでは、ここで組合管理者の山口千歳市長からご挨拶をいただきます。

山口管理者。

◎管理者挨拶

○山口管理者 道央廃棄物処理組合議会第2回定例会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご参集いただきまして、ありがとうございます。コロナ禍において諸制約がある中での開会となりますが、どうぞよろしく願いをいたします。

また、組合議会議員の皆様には、平素より本組合の事業の推進につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますことにも、厚くお礼を申し上げます。また、この定例会の開催にあたりましては、佐々木町長をはじめ職員の皆様のお力添え、また栗山町議会のご理解をいただいて、議場の提供もいただいたところであります。重ねてお礼を申し上げます。

また、先ほど全議員の紹介がありましたけれども、本定例会から議員となりました新しい議員の方、15名中7名の異動があったところであります。千歳市から山崎議員、仲山議員、小林議員の3名、北広島市から川崎議員、稲田議員、滝議員の3名、栗山町から佐藤議員が、新たに本組合議会議員に選出されております。どうぞよろしく願いをいたします。

本日の定例会には、報告8件、認定1件、議案1件をご提案申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。以上申し上げます。ご挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

◎日程第2 選挙第1号 議長の選挙

○大竹臨時議長 日程第2、道央廃棄物処理組合議会議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によることとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いま

すが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定いたしました。

道央廃棄物処理組合議会議長に、山崎昌則議員を指名いたします。

お諮りいたします。議長において指名いたしました、山崎昌則議員を道央廃棄物処理組合議会議長選挙の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、山崎昌則議員が道央廃棄物処理組合議会議長に当選されました。

◎当選告知

○大竹臨時議長 当選されました山崎昌則議員が議場におられますので、本席より当選の告知をいたします。

山崎昌則議員に議長当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

○山崎議長 ただ今ご選任いただきました、千歳市議会から選出されております山崎と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただ今、道央廃棄物処理組合議会議長としてご指名をいただきましたことは、誠に光荣でありますと同時に、その役割、責務の重さに身の引き締まる思いでございます。

さて、現在、建設中の焼却処理場は、令和6年度の供用開始をめざしておりますが、そのためには、2市4町の緊密な連携が不可欠であり、また、議員皆様のご協力がなければ目的が達成されないものと思っております。議員の皆様におかれましては、ご協力をくださいますようお願い申しあげて、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○大竹臨時議長 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終わらせていただきます。

皆様のご協力、大変ありがとうございました。

新議長に交代いたします。

暫時休憩いたします。

(午後2時11分休憩)

(午後 2 時 13 分再開)

○山崎議長 再開いたします。

◎日程第 3 選挙第 2 号 副議長の選挙

○山崎議長 選挙第 2 号、道央廃棄物処理組合議会副議長の選挙についてを議題といたします。
お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 292 条において準用する同法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

道央廃棄物処理組合議会副議長に、川崎彰治議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただ今、議長において指名いたしました川崎彰治議員を、道央廃棄物処理組合議会副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました川崎彰治議員が、道央廃棄物処理組合議会副議長に当選をされました。

◎当選告知

○山崎議長 ただ今、副議長に当選されました、川崎彰治議員が議場におられますので、本席より当選の告知をいたします。

川崎彰治議員の副議長当選承諾の挨拶をお願いいたします。

○川崎副議長 ただ今、指名いただきました、北広島市の川崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。山崎議長をしっかりとサポートしてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎日程第4 議席の指定について

○山崎議長 日程第4、議席の指定を議題といたします。

議席配置図を配付させます。

暫時休憩いたします。

(午後2時16分休憩)

(午後2時18分再開)

○山崎議長 再開いたします。

議席につきましては、ただ今ご着席のとおり、議席を指定いたしますが、なお、番号についてはただ今配付の議席配置図の番号に読み替え願ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議席につきましては、ただ今ご着席の議席と決定をいたしました。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

○山崎議長 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番 川崎彰治議員、7番 熊木恵子議員を指名いたします。

◎日程第6 会期の決定について

○山崎議長 日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日間と決定をいたしました。

◎日程第 7 行政報告

○山崎議長 日程第 7、行政報告を行います。

○山口管理者 (挙手)

○山崎議長 山口管理者。

○山口管理者 令和 3 年第 2 回定例会の開会にあたり、行政報告を行います。

はじめに、焼却施設建設工事の進捗状況についてであります。本年度予定している地下部分の工事については、4 月から建築工事に着手し、現在順調に工事を進めております。

また、焼却施設で発電した電気を売電するための北海道電力との協議が整い、概算工事の負担金額が提示されたことから、所要の手続きを行い、請負工事費の増額変更について仮契約を締結いたしました。

次に、防衛施設周辺整備事業に関する事業要望運動についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大により、オンライン会議システムを使用して、7 月 27 日に防衛省に対し、管理者及び副管理者全員で中央要望を実施し、国からは「当該事業は、継続事業であり、国の財政状況も厳しいが、4 年度以降についても要望に沿えるよう予算確保に努力する。」との回答があったところであります。引き続き、構成団体と連携し、令和 6 年 4 月の焼却施設稼働に向け、工事を進めてまいります。

次に、焼却施設以外の施設の検討についてであります。本年 6 月に構成市町との協議が整い、7 月の運営会議において、最終処分場を本組規約に加えることを決定し、構成市町の 9 月議会において、本組合の規約変更について議決を受けたことから、地方自治法の規定により、11 月 5 日、北海道知事に対し規約変更の許可申請を行ったところであります。

今後、知事の許可の日をもって、最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務が、本組合の事業となりますことから、引き続き構成市町と連携して事業を進めてまいります。

以上申し上げて、行政報告といたします。

○山崎議長 これで行政報告を終わります。

◎日程第8 報告第1号から報告第8号

○山崎議長 日程第8、報告第1号から第8号までを議題といたします。

この件は、監査委員の報告であります。

ただ今から、直ちに質疑に入ります。

質疑、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎議長 別にご発言がなければ、これで質疑を終わります。

この件は、これで報告済みといたします。

◎日程第9 一般質問

○山崎議長 日程第9、一般質問を行います。通告により、発言を許可いたします。

○飯田盛好議員 (挙手)

○山崎議長 1番、飯田盛好議員。

○1番 飯田盛好議員 道央廃棄物処理組合議会議員の飯田です。

現在、焼却処理施設建設が進められており、時折建設地横の道道を通ると改めて大きな施設など見受けられます。今後順調に建設工事が進むことを願いながら今後の組合事業について伺います。

大項目1、焼却処理施設建設について。

中項目(1)、今後のスケジュールについて伺います。

はじめに、現在建設中の焼却処理施設の工事の進捗状況について伺います。

また、焼却処理施設の完成後の管理運営について、今後の各自治体の負担に関わる重要事項でありますことから、令和6年4月1日の供用開始に向けた現時点での管理運営主体の決定方式、及び今後のスケジュールについてお伺いします。

続いて中項目(2)、地域要望への対応についてですが、現在建設中の焼却処理施設は、地域の皆様のご理解により立地に至ったと承知しております。焼却処理施設を受け入れてくださった地域の皆様には感謝を申し上げると同時に、この地域は有数の農業地帯でもあり、焼却施設稼働後は周辺道路において交通量の増加も見込まれます。安定的な施設運用のためには、地域の皆様へ

の丁寧な対応が不可欠です。

周辺地域の皆様との建設地の合意時に地域から何点か要望が出されたと聞き及んでおります。どのような要望が出されているのか、その対応状況について伺います。

大項目 2、請負工事費の増額について。

中項目 (1)、増額の経緯について伺います。

今回、「工事請負契約の変更について」が議案として提案されました。請負契約の金額の約 8,700 万円増額という大幅な増額変更であり、請負業者が見積もっている金額とは大きく乖離があります。

余剰電力を売電するという手法は大きく評価しますし、売電に必要な施設の工事費は電力を売る側が負担するというところは理解するところではありますが、なぜこのように乖離が生じてしまったのか、計画の段階でなぜわからなかったのか、改めてその内容と経緯をご説明いただきたく伺います。

続いて中項目 (2)、売電価格の決定方法について。

このように多額の支出をしてまで余剰電力を売電するわけですが、組合は現時点で得られる収入額を約 6,000 万円と想定しています。一方で売電価格については下降傾向にあることにより、売電による収益が予定通り進むかは大変気にかかるところです。今回の売電価格はどのように決定され、収入が見込まれているのかを伺います。

次に大項目 3、最終処分場建設について。

中項目 (1)、課題と今後の進め方について伺います。

構成自治体における現在の最終処分場の対応可能容量については自治体により差があると思われませんが、最終処分場の建設については、より丁寧な議論が必要であり時間を要する作業です。焼却施設の供用開始が迫る中、最終処分場の建設についても早急に着手しなければならないと私自身考えております。

最終処分場はどこに選定されるのか、焼却施設の焼却残さの他に埋め立てられるごみはあるのか、どのくらいの容量なのか、予算規模はいくらかかり、いつから稼働されるのか、懸案事項は山積しています。最終処分場建設における課題の認識と今後の進め方について伺います。

最後に、現在建設中の焼却処理施設は、2市4町のごみ処理行政の重要な柱であり、住民の貴重な財産となります。令和6年4月1日の供用開始に向けてご尽力いただきたいと申し上げ、壇上からの質問を終わります。

○山口管理者 (挙手)

○山崎議長 山口管理者。

○山口管理者 千歳市議会 飯田議員の一般質問にお答えします。

はじめに、焼却処理施設建設について、建設工事の進捗状況についてお答えをいたします。

今年度は、全体工事のうち26%の進捗を目標としており、現在、盛土などの土木工事及び、地下部分の配筋、コンクリート打設などの建築工事を順調に進めており、10月末現在の進捗率は約21%であり、年内には目標に達する予定となっております。

次に、管理運営主体の決定方法についてであります。平成29年度に作成した、新焼却施設建設工事の基本設計において、管理運営方式は、施設の運転、資機材の調達、修繕工事等を一体で長期にわたって発注する長期包括的委託方式とすることを基本方針としており、現在も、この方針に変更はありません。この方式は、本施設の運転管理に関する専門的な技術を有する民間事業者へ複数年にわたって、運転管理と維持管理を一括して委託するものであります。現在、管理運営の委託期間や経済性のほか、民間事業者への意向調査を行うなどの検討を進めており、今後も、構成自治体と協議し、決定してまいります。

次に、管理運営主体の決定までのスケジュールについて申し上げます。現在、令和6年4月1日の供用開始に向けて委託方式の細部を検討しているところでありますが、令和5年11月から予定している、運転職員の完熟訓練を目的とした試運転までに、人員が確保出来るように、受託者を決定する必要があることから、令和5年度に予定している委託契約に向けて、新年度に必要な予算を計上していく予定であります。

次に、地元要望への対応についてお答えいたします。組合といたしましては、現在、工事が進められている焼却処理施設は、一般的に、ごみ処理という負のイメージが大きく、更に、ごみ収集車両等の増加により、通過交通の増加による加重が避けられないなど、地域においては課題がありますが、地域住民の皆さんが、2市4町の生活環境の改善のために、理解をいただいたことにより、現在、工事が順調に進められているものと認識しております。

その様ななか、平成30年7月に開催した、焼却施設建設地周辺の住民説明会において、組合に出された地元要望は4点であります。その1点目は、焼却施設の南側に隣接している、千歳市市道根志越長都線の視認性の向上及び拡幅の道路整備、2点目に千歳市の東6線と南24号交差点に信号機の設置、3点目に道道967号と市道根志越長都線の交差点に信号機の設置、4点目は、長沼町側の道道967号における、一部の歩道未整備区間に歩道の設置の要望であります。

これまでの対応状況であります。1点目の市道根志越長都線の道路整備については、本施設に入場する新たなごみ収集車両と、市道を通行する一般車両との混雑を避けるために、道道967号交差点から本施設入口までの、約230m区間に市道を拡幅する形で設ける、専用道路の設置について、各道路管理者及び警察との協議が整ったことから、組合事業として、令和5年11月に予定している試運転までに工事を完成させるため、令和4年度に必要な予算を計上する予定

であります。

次に、2点目、3点目の焼却施設周辺の交差点2か所への信号機設置及び、4点目の長沼町側の道道の一部歩道の設置要望につきましては、これまで関係自治体を通じて要望しておりますが、道路管理者等からは「全道的な計画の中で検討する」としており、早期実現は難しい状況であります。組合といたしましては、今後も実現に向けて関係自治体と連携して取り組んでいくとともに情報提供に努めてまいります。

次に、請負工事費の増額について、その経緯についてお答えいたします。

本焼却施設では、ごみを焼却した熱エネルギーを回収し、発電する設備を設けており、施設内の必要な電力として利用するとともに、余剰電力については、売電する計画であります。このことは、平成12年に制定された国の「循環型社会形成推進基本法」により「循環資源のうち、熱回収をすることが出来るものについては、熱回収がされなければならない」と規定されていることから、これまで全国で新規に建設された同様の大規模な焼却処理施設においては、熱回収のための発電設備が設置されているところであります。この発電設備から、余剰電力を一般送配電事業者へ送電するために、必要な施設整備の一部については、原因者が負担するスキームとなっております。しかし、この余剰電力の売電に必要となる、高圧線の引き込みに要する、一般送配電事業者への工事費負担金については、変電所などの電力施設を所有するこの一般送配電事業者でなければ算出することができない状況であります。見積の申し込みにあたっては、「焼却施設に設置する発電設備の諸元が決まらなければ算出が出来ず、また見積は有料である」としておりましたことから、組合としては、本工事の発注に際し、負担金見積額が不明なため、当初から入札条件として、後日、示される一般送配電事業者からの負担金見積額に基づき設計変更することを条件設定していたところであります。

このことから、本工事の入札時における見積額につきましては、過去の経験値から、施工業者が想定したものであり、建設地の近隣高圧線から、単に接続する費用として、962万5千円として計上されております。その後、施工業者の実施設設計の進捗にともなう、一般送配電事業者との協議により、本年7月に正式に、工事費負担金契約金額が9,624万9,549円と提示されたことから、施工業者の見積金額との差額分8,662万4,549円について請負工事費に対し、今回、請負工事契約を増額変更しようとするものであります。なお、最終的な工事費負担金額については、令和5年11月の受電完了後に積算額を確定し、この金額に基づき精算変更する予定であります。

次に、売電価格の決定方法についてであります。本焼却施設で発電した、余剰電力の売電は国の制度によるものと、小売電気事業者への売電の2通りの方法となる予定であります。

はじめに、国の買取方式は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により国が主導して一般送配電事業者に買い取らせる制度であり、買取に当たっては、石油などの化石燃料でできたも

のを除く生ごみ、紙などの再利用可能な資源である「バイオマス分」に応じた発電量が対象となり、買取価格と期間については、国が決定するスキームであります。なお、国が決定した令和3年度の状況は、調達価格が1 kWh当たり税別で17円、期間は20年としております。

次に、「バイオマス分以外」の発電量については、小売電気事業者への売電となりますことから、今後、組合が公募し、入札により売却することとなりますが、期間についての縛りはありません。なお、この方式の価格については、入札により決定することから、現状では不明であります。発電設備を設置する施工業者の想定といたしましては、売電で得られる収入額は、2方式合計で、概ね6,000万円プラスアルファとしております。

このことから、組合といたしましては、施設の運転状況による影響が大きいと認識しておりますので、これから選定する管理運営主体に対しまして、環境目標を設定するなど、節電の徹底を図り、売電収入の確保を図ってまいります。

次に、最終処分場についてお答えいたしますが、その課題と今後の進め方についてであります。最終処分場の整備に関する課題といたしましては、場所の選定、施設の規模・容量・形式、処分対象ごみ、事業費などありますが、本年度、関係団体の部課長で構成する連絡調整会議の中に、新たに広域施設検討部会を組織したところであり、今後、課題等の検討を進めてまいります。

最終処分場建設に向けての今後のスケジュールについてであります。最終処分場の残余量がひっ迫し、早期に着手する必要がある自治体もありますことから、構成自治体における本組合の規約変更についての議決を受けて、本年11月5日、北海道知事に対し、本組合の規約に最終処分場を加えるための変更申請を行ったところであります。本年12月には最終処分場が、本組合の事務に加わる予定であります。

今後のスケジュールといたしましては、建設候補地の選定が最大要件であります。選定のために必要な事業の調査等につきましては、文献等調査、事業内容の検討、補助金導入時期などを確認し、候補地を選定することとなり、その後、建設候補地周辺住民の合意、用地取得、環境影響調査、都市計画の変更、埋蔵文化財の調査など、工事着工までには、調査検討事項が多岐に亘りますことから、完成までには、多くの時間が必要であると、このように認識をしております。

最終処分場の建設には、一般的に、事業に着手してから10年程度の期間が必要とされておりますが、令和6年ごろから、最終処分に支障をきたす自治体もありますことから、早期に着手する必要があると考えており、新年度に第一段階として、候補地選定のための文献調査などに、必要な予算を計上し、事業に着手してまいります。

組合といたしましては、現在建設中の焼却処理施設の令和6年4月の供用開始に向け、引き続き工事を進めるとともに、今後、知事の許可の日をもって最終処分場の設置が本組合の事業となりますことから、早期の最終処分場の完成を目指し、構成自治体と連携して事業を進めてまいります。私からは以上であります。

○山崎議長 飯田議員、再質問はありますか。

○飯田盛好議員 ありません。

○山崎議長 これで、飯田盛好議員の一般質問を終わります。

◎日程第10 認定第1号 令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○山崎議長 日程第10、認定第1号、令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○伊賀事務局長 (挙手)

○山崎議長 伊賀事務局長。

○伊賀事務局長 認定第1号、令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、別冊1、決算書の4ページと5ページをご覧ください。

5ページの収入済みの総額は4億6,097万6,318円であります。

内訳につきましては、構成市町の負担金が1億2,086万6,000円、国庫補助金が1億3,529万6,000円、繰越金が450万9,139円、諸収入が5,179円、組合債が2億30万円であります。

歳入の詳細内訳につきましては、決算書14ページから17ページの事項別明細書及び、別冊2の実績報告書をご覧ください。内容につきましては、実績報告書4ページによりご説明いたします。

市町負担金につきましては、千歳市が2,571万2,000円、北広島市が1,511万6,000円、南幌町が293万9,000円、由仁町が1,497万3,000円、長沼町が1,729万8,000円、栗山町が4,482万8,000円、合計で、1億2,086万6,000円となっております。

国庫支出金につきましては、1億3,529万6,000円で、焼却施設の建設に係る財源として、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を充当しております。

繰越金につきましては、令和元年度の予算執行残額で450万9,139円であります。

諸収入の内訳は、普通預金利子として20円、雑入が、会計年度任用職員が加入する雇用保険被保険者分の掛金で5,159円となっております。

組合債につきましては、2億30万円で、千歳市、北広島市、南幌町の2市1町に係る焼却施設建設工事の負担金に充当しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。別冊1、決算書の8ページと9ページをご覧ください。

9ページの支出済みの総額は4億5,712万8,829円であります。

内訳につきましては、議会費が26万8,930円、総務費が2,246万8,093円、衛生費が4億3,438万3,817円、公債費が7,989円となっております。予備費については、支出はございません。

歳出についての詳細内訳は、決算書20ページ以降の事項別明細書及び、別冊2の実績報告書をご覧ください。内訳につきましては、実績報告書5ページによりご説明申し上げます。

はじめに、議会費について、ご説明いたします。議会の運営に要した経費につきましては、定例会2回の開催により、議員報酬として14万円、議員公務災害補償等組合負担金として10万3,500円、費用弁償として2万5,430円、合計で26万8,930円の支出となっております。

次に、総務費の一般管理に要した経費についてであります。職員の雇用、事務局運営等に要した経費であり、会計年度任用職員報酬が135万2,484円、同任用職員手当等が14万6,519円、同任用職員共済費が25万9,172円、同任用職員費用弁償が8万9,440円、同任用職員健康診断が7,169円、次に、職員旅費が17万1,500円、事務用消耗品、新聞購読料として、消耗品費が30万2,693円、公用車のガソリン代として、燃料費が5万2,524円、コピー・プリント料として55万7,813円、電話料、郵便料、インターネット接続の費用として、通信運搬費等が62万4,671円、公用車2台分に係る自動車損害共済の分担金として、自動車保険料が7万4,910円、組合事務所の移転費用として、事務所移転費が50万6,000円、新地方公会計制度の財務書類作成費用として、作成委託料が30万2,500円、コピー、ファックス複合機のリース料として、事務用機器リース料が31万9,080円、公用車2台の車両リース料が61万4,304円、高速道路使用料等が19万4,070円、会議・研修等負担金が12万1,000円、地方自治法による派遣職員2名分の派遣職員給与等負担金が1,563万5,394円、組合事務所の管理費として、事務所維持管理経費負担金が44万5,352円、組合広報の発行に伴う用紙代として、消耗品費7万5,460円、組合広報の発行に伴う、広報折込配布手数料38万4,314円、合計で、2,223万6,369円の支出となっております。

実績報告書の6ページをご覧ください。

次に、公平委員会費について、ご説明いたします。公平委員会の運営に要した経費につきましては、令和2年9月8日に開催した公平委員会出席に係る3名分の公平委員会委員報酬等の支出であり、委員報酬として1万5,000円、特別職非常勤職員公務災害補償負担金として、北海道市町村総合事務組合負担金7,287円、費用弁償として5,763円、合計で2万8,050円の支出となっております。

次に、監査委員費について、ご説明申し上げます。監査事務に要した経費につきましては、定期監査及び決算監査それぞれ1回を兼ねて開催されたものを含む例月出納検査12回、並びに議会への出席に係る2名分の監査委員報酬等の支出であり、委員報酬として13万円、特別職非常勤職員公務災害補償負担金として、北海道市町村総合事務組合負担金4,858円、費用弁償として6万8,816円、合計で20万3,674円の支出となっております。

次に、衛生費の廃棄物焼却処理経費について、ご説明申し上げます。焼却施設建設事業費として、事務用消耗品が16万937円、焼却施設建設工事施工監理委託料が1,102万2,000円、焼却施設建設工事電気主任技術者委託料が2万2,000円、北海道防衛局との協議に係る高速道路使用料として1万2,880円、焼却施設建設工事が4億2,316万6,000円、合計で4億3,438万3,817円の支出となっております。

次に、公債費について、ご説明申し上げます。起債償還金に要した経費として、起債償還金利子が7,989円の支出となっております。

歳入、歳出の決算の詳細については、以上であります。

最後に、決算書の1ページをご覧ください。

歳入総額4億6,097万6,318円から、歳出総額4億5,712万8,829円を差し引いた、384万7,489円が残額となります。この額につきましては、翌年度へ繰越します。

以上、地方自治法第233条第3項の規定により、決算書及び、監査委員の決算審査意見書並びに、同法第5項の規定による決算に係る説明書類を提出しておりますので、よろしくご審議、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○山崎議長 ただ今から、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎議長 別に、ご発言がなければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎議長 討論なしと認めます。ただ今から、採決を行います。

お諮りいたします。認定第1号、令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、原案どおり認定することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第1号 工事請負契約の変更について

○山崎議長 日程第11、議案第1号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

○伊賀事務局長 (挙手)

○山崎議長 伊賀事務局長。

○伊賀事務局長 議案第1号についてご説明申し上げます。議案第1号は、工事請負契約の変更についてであります。工事名、道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事。請負契約者、日立造船・五洋建設・丹波組特定共同企業体。現契約金額116億3,800万円に、8,662万4,549円増額の117億2,462万4,549円にしようとするものであります。

提案理由であります。令和元年11月15日に議会の議決を経ました道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事の請負契約について、契約金額を増額変更するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第1号につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○山崎議長 議案第1号について、ただ今から、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎議長 別にご発言がなければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎議長 討論なしと認めます。

ただ今から、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

◎閉会宣言

○山崎議長 以上をもちまして、この定例会に付議されました案件は、全て審議を終了いたしました。

これをもちまして、道央廃棄物処理組合議会第2回定例会を閉会いたします。

大変、お疲れさまでした。

(午後2時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長 大竹 登

議長 山崎 昌 則

署名議員（4番） 川崎 彰 治

署名議員（7番） 熊 木 惠 子